

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025 年 9 月 29 日
【発行者の名称】	フトン巻きのジロー株式会社 (Futonmaki Jiro, Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森下 洋次郎
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市上戸祭町 3014 番地 3
【電話番号】	(028)666-4218 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 梶川 量由
【担当 J - A d v i s e r の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	フトン巻きのジロー株式会社 https://futonmaki.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期（中間）	第8期（中間）	第9期（中間）	第7期	第8期
会計期間	自2023年 1月1日 至2023年 6月30日	自2024 年1月1日 至2024年 6月30日	自2025年 1月1日 至2025年 6月30日	自2023年 1月1日 至2023年 12月31日	自2024年 1月1日 至2024年 12月31日
売上高（千円）	488,800	407,876	244,916	1,161,182	773,173
経常利益又は経常損失（△）（千円）	14,151	△45,259	△54,347	48,004	△108,223
中間（当期）純利益 又は中間（当期）純 損失（△）（千円）	6,878	△45,951	△79,552	△34,020	△855,610
資本金（千円）	269,255	269,255	100,000	269,255	100,000
発行済株式総数（株）	1,715,000	1,715,000	1,715,000	1,715,000	1,715,000
純資産額（千円）	521,568	434,717	△454,493	480,669	△374,941
総資産額（千円）	1,597,175	1,862,075	850,195	2,121,748	940,640
1株当たり純資産額（円）	304.12	253.48	△265.01	280.27	△218.62
1株当たり配当額 （うち1株当たり中 間配当額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間（当 期）純利益又は1株 当たり中間（当期） 純損失（△）（円）	4.09	△26.79	△46.39	△20.02	△498.90
潜在株式調整後1 株当たり中間（当 期）純利益（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	32.7	23.3	△53.5	22.7	△39.9
営業活動によるキャ ッシュ・フロー（千円）	139,183	62,215	△19,495	269,440	16,430
投資活動によるキャ ッシュ・フロー（千円）	△167,559	31,384	18,552	△608,837	49,448
財務活動によるキャ ッシュ・フロー（千円）	127,425	△55,934	△30,785	397,287	△144,572
現金及び現金同等物 の中間期末（期末） 残高（千円）	353,602	350,108	202,019	312,442	233,748
従業員数 （外、平均臨時雇用 者数）（人）	8 (35)	6 (34)	6 (33)	8 (42)	6 (32)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第7期(中間)の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第8期(中間)及び第9期(中間)、第7期、第8期は、新株予約権の残高がありますが、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く)は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
5. 第7期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)及び第8期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表は、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。
6. 2023年3月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社の異動はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2025年6月30日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
フトン洗い事業	6 (33)
合計	6 (33)

（注） 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社はフトン洗い事業以外は、重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間は、売上高 244,916 千円（前年同期比 40.0%減）、営業損失 47,242 千円（前年同期は 39,277 千円の営業損失）、経常損失 54,347 千円（前年同期は 45,259 千円の経常損失）、中間純損失 79,552 千円（前年同期は 45,951 千円の中間純損失）となりました。

店舗の出店状況は、「フトン巻きのジロー」ブランドのフランチャイズの出店に加え、新たに小規模な店舗をテーマにした「フトン巻きのコジロー」ブランドとして出店を開始いたしました。これにより、コジローのフランチャイズ2店舗、大型店のフランチャイズ店舗2店舗を新規出店し、一方、フランチャイズ店舗及び運営受託店舗の撤退は8店舗となり、当社ブランドの店舗は全国で148店となりました。

店舗の状況

エリア	2024 年 12 月 31 日 現在 店舗数	期中増減	2025 年 6 月 30 日現 在 店舗数
北海道	2	—	2
東北	12	—	12
関東	54	△4	50
中部	14	△1	13
関西	2	—	2
中国	6	—	6
四国	3	—	3
九州	7	—	7
沖縄	49	+4	53
計	149	△1	148

当社は、フトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性は乏しいため、セグメント情報を省略しております。フトン洗い事業における主要な部門別の業績は次のとおりです。

(a) 直営店及び運営受託店舗

当サービスは、①一般的な衣類洗濯乾燥機に加えて、フトンを洗濯から乾燥までできるフトン専用の大型の洗濯乾燥機の24時間セルフサービス、②顧客が初めてフトン洗いをする場合やフトンが壊れるリスクを回避したいというニーズに応えるための洗濯及び乾燥の代行、③運営受託店舗からの運営受託サービス、④運営受託型のオーナーへの機械や設備の販売となります。

直営店は、販売促進やコスト削減を推し進めたことにより、前年よりも店舗売上が増加し、営業利益は黒字化となりました。

運営受託店舗は、既存店のコスト削減、店舗売上が前年より約3割増加したことにより、営業損失が前年よりも縮小しています。

また3店舗不採算店舗を撤退したことにより、ランドリー機器の売却益 5,261 千円、売却損 16,441 千円、建物附属設備の除却損 12,539 千円が計上されました。

一方、前中間期は大型の運営受託店舗を5店舗出店し、そのイニシャルの売上を計上しましたが、当中間期はコジローの出店に注力しているため、大型の運営受託店舗の出店はしておりません。

これらにより、売上高は 139,095 千円（前年同期比 45.9%減）となりました。

(b) フランチャイズ

当サービスの主な収入は、①フランチャイズの出店に伴う加盟金や機械代収入、②フランチャイズに対してロイヤリティ及び洗剤などの販売となります。

業績については、前中間期は大型店のフランチャイズは4店舗出店いたしましたが、当中間期は大型店2店舗、コジロー2店舗となりました。

また、運営受託店舗の撤退を進めておりますが、そのランドリー機器は、当社が一旦買い取り、あるいは運営受託オーナーが直接新店舗のオーナーに売却しています。つまり、通常のフランチャイズ出店は、当社がランドリー機器を仕入れて販売しているため売上計上しておりますが、撤退した店舗のランドリー機器の販売は売上に計上していないため、フランチャイズの売上が減少した要因になります。

これらにより、売上高は103,939千円（前年同期比30.0%減）となりました。

フトン洗い事業の売上内訳

区分	金額（千円）	前年同期増減率（%）
直営及び運営受託店舗	139,095	△45.9
フランチャイズ	103,939	△30.0
計	243,034	△40.1

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は前事業年度末に比べ31,728千円減少し、202,019千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は19,495千円（前年同期に獲得した資金は62,215千円）となりました。主な要因は、税引前中間純損失80,499千円、減価償却費18,464千円、長期前払費用償却額13,870千円、固定資産除却損12,539千円、固定資産売却益5,261千円、固定資産売却損16,441千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は18,552千円（前年同期に獲得した資金は31,384千円）となりました。主な要因は、店舗撤退に伴う有形固定資産の売却による収入26,178千円、資産除去債務の履行による支出7,096千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は30,785千円（前年同期に使用した資金は55,934千円）となりました。主な要因は、社債発行による収入31,112千円があったものの、長期借入金の返済による支出31,092千円、リース債務の返済による支出16,849千円、割賦債務の返済による支出12,955千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当中間会計期間の受注実績は次の通りであります。なお、当社はフトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、フトン洗い事業における受注実績を記載しております。

当社における受注の定義は、フランチャイズ加盟契約締結及び機械の売買契約時における機械代金や加盟金等が受注高となります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（%）	受注残高（千円）	前年同期比（%）
フトン洗い事業	49,829	△75.9	13,420	△59.4

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績は次の通りであります。なお、当社はフトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、フトン洗い事業における販売高を記載しております。

(単位：千円)

部門の名称	金額（千円）	前年同期増減率（%）
直営及び運営受託店舗	139,095	△45.9
フランチャイズ	103,939	△30.0
合計	243,034	△40.1

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は 2025 年 3 月 28 日に公表した発行者情報に記載した「事業者のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約及び継続企業の前提に関する重要事象等に関し以下に記載いたします。

<J-Adviser との契約について>

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2021 年 12 月 30 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間に おいて、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要

な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業

活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないことと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又

は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

<継続企業の前提に関する重要事象等>

当社は前事業年度において、当初想定よりも収益性が低下している直営店9店舗及び運営受託25店舗を減損損失として726,427千円を計上した結果、当期純損失855,610千円を計上し、その結果、純資産は△374,941千円と債務超過となりました。

当中間会計期間においても、中間純損失79,552千円を計上し純資産は△454,493千円となりました。

また、2025年3月より取引金融機関に対して借入金の返済猶予を要請していることから、当中間会計期間末においても、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく次の施策を取り組んでおります。

・コンテナ式ミニランドリーのフランチャイズの出店による収益向上

当事業年度は、沖縄県を中心にコンテナ式ミニランドリー「フトン巻きのコジロー」の出店に注力していく予定であり、これに伴い長期的には安定した収益を確保してまいります。

このコンテナ式ミニランドリーのメリットとしては、例えばマンションオーナーの場合は、ランドリーサービスの提供により、物件の価値が高まり、入居者にとって魅力的な環境を整えることで空室率の低下に繋げることが可能となります。また一般的なコインランドリーよりも低コストで出店が可能であり、ランニングコストも低コストで運営が可能となります。さらに店舗の収支が想定よりも減少した場合でも、コンテナ式のランドリーであるため、店舗の移転等が低コスト及び短期間で可能となります。

・既存店舗の収益改善策

運営受託店舗については、店舗売上は順調に成長しているものの、店舗売上から運営受託オーナーの取り分を差し引いた当社の取り分である運営委託料のみでは店舗家賃や水道光熱費などの店舗運営コストを賄えない状況です。そのため、店舗撤退及び当社が受け取る運営委託料の引き上げ、さらには店舗家賃減額等の交渉を行い、営業赤字の縮小を目指してまいります。

・金融機関に対する返済猶予

当面、2025年11月末までの元本返済を猶予されておりますが、その後の借入金の返済猶予については継続して協議をしております。

継続企業の前提に関する重要な疑義を解消すべく取り組んでいる対応策は、実施途上にあります。そのため、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表には反映しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は314,372千円で、前事業年度末に比べ58,246千円減少しております。主な変動要因は、現金及び預金の減少31,728千円、売掛金の減少21,957千円、未収還付法人税等の減少10,198千円によるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は535,822千円で、前事業年度末に比べ32,198千円減少しております。主な変動要因は、運営受託店舗の撤退により建物が減少したことによるものであります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は242,045千円で、前事業年度末に比べ66,749千円減少しております。主な変動要因は、1年内償還予定の社債11,500千円の増加があったものの、1年内返済予定の長期借入金の減少50,875千円、未払金の減少26,845千円によるものであります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は1,062,644千円で、前事業年度末に比べ55,857千円増加しております。主な変動要因は、社債の増加21,500千円、長期未払金の増加32,099千円によるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は△454,493千円で、前事業年度末に比べ79,552千円減少しております。主な変動要因は、中間純損失79,552千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	当中間会計期間末現在発行数 (株) (2025年6月30日)	公表日現在発行数 (株) (2025年9月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,000,000	4,285,000	1,715,000	1,715,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	6,000,000	4,285,000	1,715,000	1,715,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

第1回新株予約権（2022年4月28日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2025年6月30日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
新株予約権の数（個）	140	140（注）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	14,000（注1、3）	14,000（注1、3）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	150（注2、3）	150（注2、3）
新株予約権の行使期間	自 2024年4月29日 至 2032年4月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150（注3） 資本組入額 75（注3）	発行価格 150（注3） 資本組入額 75（注3）
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
--------------------------	---	---

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる 1 円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{または処分株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 2023 年 3 月 30 日開催の取締役会決議により、2023 年 3 月 31 日付で普通株式 1 株を 100 株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

該当事項はありません。

(6) 【大株主の状況】

2025 年 6 月 30 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
バザー株式会社	浦添市城間三丁目 3 番 13-102 号	741,300	43.22
蓮本 泰之	東京都港区	212,000	12.36
株式会社 MARCH コーポレーション	神奈川県横浜市中区山下町 37 番地 8-1811 号	117,300	6.84
コネクシオ株式会社	東京都港区虎ノ門 4 丁目 1-1	115,000	6.71
石川 修	栃木県宇都宮市	110,000	6.41
株式会 T O S E I	東京都品川区東五反田 1 丁目 24-2	80,000	4.66
當眞 嗣史	沖縄県浦添市	54,100	3.15
神保株式会社	神奈川県横浜西区高島 1 丁目 4 番 12 号	40,000	2.33
とちぎ地域活性化投資事業有限責任組合	栃木県宇都宮市松が峰 1 丁目 3 番 20 号 とちぎんビル別館	38,500	2.24
株式会社ピータイム	沖縄県那覇市おもろまち 4 丁目 7-8 号	22,900	1.34
計	—	1,531,100	89.28

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	
議決権制限株式（その他）	—	—	
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,715,000	17,150	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,715,000	—	—
総株主の議決権	—	17,150	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりです。

第1回新株予約権（2022年4月28日臨時株主総会決議）

決議年月日	2022年4月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【株価の推移】

【最近6か月間の月別最高・最低株価】

月別	2025 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低	—	—	—	—	—	—

（注） 1． 最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものです。
2． 2025 年 1 月から 2025 年 6 月について売買実績はありません。

3【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 12 月 31 日)	当中間会計期間 (2025 年 6 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	233,748	202,019
売掛金	35,896	13,939
商品	9,490	5,986
前払金	4,488	7,194
前払費用	41,052	40,775
未収入金	37,714	39,002
未収還付法人税等	10,198	—
未収消費税等	—	※ 3 2,789
その他	31	2,665
流動資産合計	372,618	314,372
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※ 1 241,517	※ 1 222,605
機械装置（純額）	49,128	57,572
工具、器具及び備品（純額）	6,210	3,571
土地	※ 1 55,045	※ 1 55,045
リース資産（純額）	8,727	7,254
有形固定資産合計	※ 2 360,630	※ 2 346,050
無形固定資産		
のれん	11	5
ソフトウェア	0	466
ソフトウェア仮勘定	550	—
無形固定資産合計	561	472
投資その他の資産		
長期前払費用	127,453	113,339
差入保証金	65,879	62,914
建設協力金	13,496	13,046
破産更生債権等	1,080	1,113
貸倒引当金	△1,080	△1,113
投資その他の資産合計	206,829	189,300
固定資産合計	568,021	535,822
資産合計	940,640	850,195

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 12 月 31 日)	当中間会計期間 (2025 年 6 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,520	557
1 年内返済予定の長期借入金	※ 1 124,368	※ 1 73,493
1 年内償還予定の社債	8,500	20,000
リース債務	32,834	26,990
未払金	97,465	70,620
未払費用	5,598	4,294
未払法人税等	549	549
未払消費税等	※ 3 12	—
前受金	7,444	17,429
前受収益	20,491	19,104
ポイント引当金	2,208	942
契約負債	5,846	6,158
その他	854	1,905
流動負債合計	308,794	242,045
固定負債		
社債	62,000	83,500
長期借入金	※ 1 644,586	※ 1 664,369
リース債務	116,054	105,048
繰延税金負債	18,816	17,302
資産除去債務	67,060	62,820
長期未払金	43,449	75,548
預り保証金	54,820	54,055
固定負債合計	1,006,786	1,062,644
負債合計	1,315,581	1,304,689
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	269,255	269,255
その他資本剰余金	111,414	111,414
資本剰余金合計	380,669	380,669
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△855,610	△935,162
利益剰余金合計	△855,610	△935,162
株主資本合計	△374,941	△454,493
純資産合計	△374,941	△454,493
負債純資産合計	940,640	850,195

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30 日)		当中間会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30 日)	
売上高		407,876		244,916
売上原価	※ 1	342,157	※ 1	209,951
売上総利益		65,718		34,965
販売費及び一般管理費	※ 1	104,995	※ 1	82,207
営業損失 (△)		△39,277		△47,242
営業外収益				
受取利息		1		110
ポイント引当金戻入益		360		1,323
解約金収入		2,000		—
受取保険金		1,567		8,075
その他		501		743
営業外収益合計		4,430		10,253
営業外費用				
支払利息		7,726		10,295
社債利息		1,885		1,779
支払手数料		801		3,855
その他		—		1,427
営業外費用合計		10,412		17,357
経常損失 (△)		△45,259		△54,347
特別利益				
固定資産売却益	※ 2	954	※ 2	5,261
固定資産受贈益	※ 3	—	※ 3	2,660
特別利益合計		954		7,921
特別損失				
固定資産除却損	※ 4	0	※ 4	12,539
固定資産売却損	※ 5	—	※ 5	16,441
資産除去債務履行差額		—		5,059
貸倒引当金繰入額		2,080		33
特別損失合計		2,080		34,073
税引前中間純損失 (△)		△46,385		△80,499
法人税、住民税及び事業税		598		566
法人税等調整額		△1,032		△1,513
法人税等合計		△434		△947
中間純損失 (△)		△45,951		△79,552

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	269, 255	269, 255	13, 345	282, 600	△71, 186	△71, 186	480, 669	480, 669
当中間期変動額								
中間純損失 (△)					△45, 951	△45, 951	△45, 951	△45, 951
当中間期変動額合 計	—	—	—	—	△45, 951	△45, 951	△45, 951	△45, 951
当中間期末残高	269, 255	269, 255	13, 345	282, 600	△117, 137	△117, 137	434, 717	434, 717

当中間会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	269,255	111,414	380,669	△855,610	△855,610	△374,941	△374,941
当中間期変動額								
中間純損失 (△)					△79,552	△79,552	△79,552	△79,552
当中間期変動額合 計	—	—	—	—	△79,552	△79,552	△79,552	△79,552
当中間期末残高	100,000	269,255	111,414	380,669	△935,162	△935,162	△454,493	△454,493

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失 (△)	△46,385	△80,499
減価償却費	74,412	18,464
長期前払費用償却額	21,529	13,870
のれん償却額	2,862	5
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,080	33
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△55	△1,266
受取利息	△1	△110
支払利息	7,726	10,295
社債利息	1,885	1,779
固定資産受贈益	—	△2,660
固定資産売却益	△954	△5,261
固定資産売却損	—	16,441
固定資産除却損	0	12,539
資産除去債務履行差額	—	5,059
解約金収入	2,000	—
受取保険金	1,567	△8,075
売上債権の増減額 (△は増加)	1,797	21,957
棚卸資産の増減額 (△は増加)	4,336	3,504
仕入債務の増減額 (△は減少)	34,907	△1,963
未収入金の増減額 (△は増加)	△12,349	△908
未収消費税等の増減額 (△は増加)	13,238	△2,789
未収還付法人税等の増減額 (△は増加)	—	10,198
未払消費税等の増減額 (△は減少)	—	△112
未払金の増減額 (△は減少)	△93,255	△39,122
前受金の増減額 (△は減少)	△29,226	9,985
前払金の増減額 (△は増加)	77,081	△2,706
前渡金の増減額 (△は増加)	27,720	—
前払費用の増減額 (△は増加)	2,379	262
前受収益の増減額 (△は減少)	△583	△1,387
預り保証金の増減額 (△は減少)	△400	△765
契約負債の増減額 (△は減少)	△1,917	311
その他	△4,111	7,404
小計	86,283	△15,514
利息の受取額	1	93
利息の支払額	△9,544	△11,600
法人税等の支払額	△14,525	△549
保険金の受取額	—	8,075
営業活動によるキャッシュ・フロー	62,215	△19,495

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月 30 日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△35,843	—
有形固定資産の売却による収入	71,244	26,178
無形固定資産の取得による支出	△187	△500
敷金及び保証金の差入による支出	—	△615
敷金及び保証金の回収による収入	—	1,000
資産除去債務の履行による支出	—	△7,096
長期前払費用の取得による支出	△3,829	—
その他	—	△414
投資活動によるキャッシュ・フロー	31,384	18,552
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	30,000	—
長期借入金の返済による支出	△59,744	△31,092
社債発行による収入	—	31,112
社債償還による支出	—	△1,000
リース債務の返済による支出	△16,796	△16,849
割賦債務の返済による支出	△9,393	△12,955
財務活動によるキャッシュ・フロー	△55,934	△30,785
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	37,665	△31,728
現金及び現金同等物の期首残高	312,442	233,748
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 350,108	※ 202,019

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は前事業年度において、当初想定よりも収益性が低下している直営店9店舗及び運営受託25店舗を減損損失として726,427千円を計上した結果、当期純損失855,610千円を計上し、その結果、純資産は△374,941千円と債務超過となりました。

当中間会計期間においても、中間純損失79,552千円を計上し純資産は△454,493千円となりました。

また、2025年3月より取引金融機関に対して借入金の返済猶予を要請していることから、当中間会計期間末においても、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく次の施策に取り組んでおります。

・コンテナ式ミニランドリーのフランチャイズの出店による収益向上

当事業年度は、沖縄県を中心にコンテナ式ミニランドリー「フトン巻きのコジロー」の出店に注力していく予定であり、これに伴い長期的には安定した収益を確保してまいります。

このコンテナ式ミニランドリーのメリットとしては、例えばマンションオーナーの場合は、ランドリーサービスの提供により、物件の価値が高まり、入居者にとって魅力的な環境を整えることで空室率の低下に繋げることが可能となります。また一般的なコインランドリーよりも低コストで出店が可能であり、ランニングコストも低コストで運営が可能となります。さらに店舗の収支が想定よりも減少した場合でも、コンテナ式のランドリーであるため、店舗の移転等が低コスト及び短期間で可能となります。

・既存店舗の収益改善策

運営受託店舗については、店舗売上は順調に成長しているものの、店舗売上から運営受託オーナーの取り分を差し引いた当社の取り分である運営委託料のみでは店舗家賃や水道光熱費などの店舗運営コストを賄えない状況です。そのため、店舗撤退及び当社が受け取る運営委託料の引き上げ、さらには店舗家賃減額等の交渉を行い、営業赤字の縮小を目指してまいります。

・金融機関に対する返済猶予

当面、2025年11月末までの元本返済を猶予されておりますが、その後の借入金の返済猶予については継続して協議をしております。

継続企業の前提に関する重要な疑義を解消すべく取り組んでいる対応策は、実施途上にあります。そのため、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表には反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～32年
機械装置	5年～13年
工具、器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産（のれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(4) のれん

5年～10年で定額法により償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

販売促進のためのポイント制度において、キャンペーン等として無償で顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、将来利用見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社はフトン洗い事業について、フランチャイズ加盟店、消費者に対してフトン洗い等のサービスを提供しております。

(1) フランチャイズ加盟店にかかる収益認識

ロイヤリティ収入は、フランチャイジーに対してノウハウ及び商標等のライセンスを許諾し、フランチャイズ契約書に基づきフランチャイジーから収受し、実現主義で収益を認識しております。

ランドリー機器の販売は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、顧客の検収時に収益を認識しております。

加盟金は、フランチャイズ契約締結時に当該対価を前受収益として計上した後、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

(2) 直営店に係る収益認識

直営店売上高は、顧客にフトン洗いの提供が完了した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、当社は会員顧客向けのポイントプログラムを運営しており、付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格を配分することで、契約負債の金額を算定しております。契約負債は、ポイントの利用時及び失効時に履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、これによる中間財務諸表への影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
建物及び構築物	50,158千円	49,461千円
土地	55,045千円	55,045千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
1年以内返済予定長期借入金	60,540千円	35,371千円
長期借入金	241,132千円	251,166千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	303,839千円	301,929千円

※3 消費税等の扱い

仮払消費税等と仮受消費税等を相殺の上、前事業年度は流動負債に「未払消費税等」、当中間会計期間は流動資産に「未収消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
有形固定資産	69,009千円	18,430千円
無形固定資産	5,403千円	33千円

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
機械装置	954千円	5,261千円

※3 固定資産受贈益の内容は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
機械装置	一千円	2,660千円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
建物及び構築物	0千円	10,916千円
機械装置	一千円	0千円
工具、器具及び備品	一千円	1,384千円
長期前払費用	一千円	237千円

※5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
機械装置	一千円	16,441千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,715,000	—	—	1,715,000
合計	1,715,000	—	—	1,715,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内容	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期 間末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当中間会 計期間増 加	当中間会 計期間減 少	当中間会 計期間末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	(注)

(注) 当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源
的価値は0円であるため、当中間会計期間末残高はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,715,000	—	—	1,715,000
合計	1,715,000	—	—	1,715,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内容	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期 間末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当中間会 計期間増 加	当中間会 計期間減 少	当中間会 計期間末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	(注)

(注) 当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当中間会計期間末残高はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金勘定	350,108千円	202,019千円
現金及び現金同等物	350,108	202,019

(リース取引関係)

前事業年度(2024年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間会計期間(2025年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度（2024年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	65,879	59,303	△6,575
(2) 建設協力金	13,496	12,031	△1,464
(3) 破産更生債権等	1,080		
貸倒引当金 (※)	△1,080		
資産計	79,375	71,335	△8,040
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	768,954	768,954	—
(2) 社債（1年内償還予定を含む）	70,500	69,802	△697
(3) リース債務（1年内返済予定を含む）	148,888	147,177	△1,711
(4) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	58,784	58,264	△519
負債計	1,047,127	1,044,197	△2,929

当中間会計期間（2025年6月30日）

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	62,914	55,532	△7,382
(2) 建設協力金	13,046	11,300	△1,746
(3) 破産更生債権等	1,113		
貸倒引当金 (※)	△1,113		
資産計	75,960	66,832	△9,128
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	737,862	737,862	—
(2) 社債（1年内償還予定を含む）	103,500	102,225	△1,274
(3) リース債務（1年内返済予定を含む）	132,038	130,592	△1,446
(4) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	100,527	100,126	△401
負債計	1,073,928	1,070,805	△3,122

※ 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1)。「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」及び「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)．破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における中間貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	59,303	—	59,303
建設協力金	—	12,031	—	12,031
資産計	—	71,335	—	71,335
長期借入金	—	768,954	—	768,954
社債	—	69,802	—	69,802
リース債務	—	147,177	—	147,177
長期未払金	—	58,264	—	58,264
負債計	—	1,044,197	—	1,044,197

当中間会計期間（2025年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	55,532	—	55,532
建設協力金	—	11,300	—	11,300
資産計	—	66,832	—	66,832
長期借入金	—	737,862	—	737,862
社債	—	102,225	—	102,225
リース債務	—	130,592	—	130,592
長期未払金	—	100,126	—	100,126
負債計	—	1,070,805	—	1,070,805

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを返還予定時期に基づき、国債の利回り等適切な指標により割り引く方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 建設協力金

建設協力金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引く方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 破産更生債権等

破産更生債権等の時価は、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、決算日における 中間貸借対照表価額（貸借対照表価額）から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 長期借入金

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(5) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(6) リース債務

リース債務（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(7) 長期未払金

長期未払金（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（2025年6月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（2025年6月30日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

前中間会計期間（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

前事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主に直営店の不動産賃貸借契約書に基づく原状回復義務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を耐用年数とし、割引率は耐用年数に応じた国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
期首残高	68,905 千円	67,060 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,968	294
資産除去債務の履行による減少額	△4,304	△4,767
時の経過による調整額	491	232
当中間期末（期末）残高	67,060	62,820

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

（棚卸資産会計）

前事業年度（2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（2025 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、フトン洗い事業を主としており、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当中間会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
一時点で移転される財及びサービス	327,742 千円	144,054 千円
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	80,133 千円	100,862 千円
顧客との契約から生じる収益	407,876 千円	244,916 千円
外部顧客への売上高	407,876 千円	244,916 千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「【注記事項】(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約負債の残高等

	前事業年度 (2024 年 12 月 31 日)	当中間会計期間 (2025 年 6 月 30 日)
契約負債 (期首残高)	9,931 千円	5,846 千円
契約負債 (中間期末 (期末) 残高)	5,846 千円	6,158 千円

契約負債は、当社が販売時にカスタマー・ロイヤリティ・プログラムに基づき顧客に付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高です。契約負債は、顧客のポイントの使用による収益認識に伴い取り崩されます。

当中間会計期間に認識した収益のうち、当中間会計期間期首の契約負債に含まれていた金額は 957 千円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が 1 年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、フトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

当社は、フトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当社は、フトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

当社は、フトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当社は、フトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
1株当たり純資産額	△218 円 62 銭	△265 円 01 銭

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純損失（△）	△26 円 79 銭	△46 円 39 銭
（算定上の基礎）		
中間純損失（△）（千円）	△45, 951	△79, 552
普通株式に帰属しない金額 （千円）	—	—
普通株式に係る中間純損失 （△）（千円）	△45, 951	△79, 552
普通株式の期中平均株式数 （株）	1, 715, 000	1, 715, 000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類（新株予約権の株式数14,000株）。詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】（2）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりです。	新株予約権1種類（新株予約権の株式数14,000株）。詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】（2）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりです。

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、前中間会計期間及び当中間会計期間とも新株予約権の残高がありますが、1株当たり中間純損失であるため記載をしておりません。

（重要な後発事象）

上場廃止申請

当社は、2025年9月25日開催の取締役会において、上場廃止申請を行うことを決議いたしました。

1. 上場廃止申請を行う理由

当社は、2023年8月10日に東京証券取引所TOKYO PRO Market（以下、「TPM」という。）へ上場いたしました。しかしながら、2024年12月期において、収益性が低下している直営店9店舗及び運営受託25店舗を減損損失として726,427千円を計上した結果、当期純損失855,610千円を計上し、その結果、純資産は△374,941千円と債務超過となりました。

また2025年3月より取引金融機関に対して借入金の返済猶予を要請しているため、さらなるコスト削減を実行する必要があります。このような状況下、事業再建施策の一つとして上場維持コストの削減を図る目的で、一旦非上場化することが必要であると判断いたしました。

非上場化後も、TPM 上場によって培われたコーポレートガバナンスや内部管理体制を継続的に強化しつつ、現在推進中のコンテナ式ミニランドリー「フトン巻きのコジロー」のフランチャイズ出店に注力し、安定した収益を継続的に確保した上、一般市場への上場を目指していきたいと考えております。そしてこの選択は、将来的には当社の経営や事業の発展に大きく寄与するものと考えております。

2. 上場廃止までの主な日程

- | | |
|------------|-------------|
| ・取締役会決議 | 2025年9月25日 |
| ・臨時株主総会基準日 | 2025年10月29日 |

・臨時株主総会開催日	2025年11月27日（予定）
・上場廃止申請書の提出日	2025年11月27日（予定）
・最終売買日	2025年12月24日（予定）
・上場廃止日	2025年12月25日（予定）

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月29日

フトン巻きのジロー株式会社

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小室 豊和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフトン巻きのジロー株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フトン巻きのジロー株式会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において当期純損失を計上し、当中間会計期間においても中間純損失79,552千円を計上しており、2025年6月30日現在において貸借対照表上454,493千円の債務超過となっている。このため継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年9月25日開催の取締役会において、2025年11月27日開催予定の臨時株主総会にて上場廃止について付議することを決議した。今後一連の手続きを経て、上場廃止となる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減する

ためのセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上